平成２７年（フ）第１０７３８号
東京都足立区千住東２丁目21－２－310
債務者　石井　　進
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７４４号
東京都葛飾区西水元２丁目９－10－101
債務者　澤　　俊市
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７４７号
東京都渋谷区西原１丁目22－１－103
債務者　黒田　謙二
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７４８号
東京都台東区谷中２丁目13－２
債務者　小澤　友則
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７５２号
東京都葛飾区東堀切３丁目22－14　藤巻方
債務者　三浦　　大
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７５３号
東京都台東区日本堤１丁目１－11－505
債務者　不破　孝広
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９１２号
横浜市都筑区東山田４丁目11番５号　セピアコート202
債務者　高橋　俊子
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９９４号
横浜市保土ケ谷区西久保町15番地９　西横浜ダイカンプラザシティ804号
債務者　衛藤　亮介
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２７号
横浜市金沢区六浦東２丁目14番６号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０２９号
横浜市鶴見区矢向２丁目４番４号
債務者　佐藤　里紗
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０４４号
横浜市緑区森の台６番１－302号
債務者　渡部　智子（旧姓峰松・濱・原島）
1　決定年月日時　平成27年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５号
沖縄県沖縄市照屋４丁目４番３号　比嘉アパート301
債務者　渡慶次美香（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４９３号
栃木県小山市天神町１丁目４番25号　一徳ハイツパートⅡ716号
債務者　永吉　一行
1　決定年月日時　平成27年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１２１０号
愛知県大府市東新町２丁目127番地の２　グローリアス共和第２マンション501号室
破産者　堀江美咲子
1　破産債権の届出期間　平成28年１月15日まで
2　一般調査期日　平成28年２月16日午前11時20分
平成27年12月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４４号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6371番地85
破産者　中島　吉尚
1　破産債権の届出期間　平成28年１月18日まで
2　一般調査期日　平成28年２月25日午前10時15分
平成27年12月17日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市真砂本町61番７号（労住ビル701号）
破産者　中村　雅隆
1　破産債権の届出期間　平成28年１月20日まで
2　一般調査期日　平成28年２月24日午前11時
平成27年12月16日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６号
京都府南丹市八木町八木河原13番地１　イーハトーブ俣野302号、前住所京都府亀岡市畑野町広野金山１番地38
破産者　橋本　健一
1　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午前11時
平成27年12月15日
京都地方裁判所園部支部破産係